自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の公表

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」(R元年8月~)を開始し、システムの機能や様式・帳票 の標準什様を策定し、公表。今後、適官改定を予定。

> 住民記録システム 印鑑登録システム 戸籍附票システム

税務システム

- 固定資産税 • 個人住民税
- 法人住民税 軽自動車税

選挙人名簿管理 システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定し、公表。今後、適宜改定を予定。

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)



3. 財政支援

R 7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。



<基金の主な使途>

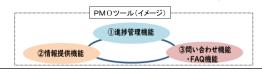
- ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費 (現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
- ・ システム移行経費(データ移行等) など

4. 進捗状況の把握·情報提供等(PMO)

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化・共通化に係る助言や情報提供等を体系的に実施。











5. アドバイザー派遣

地方公共団体金融機構が実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、移行準備等に関する技術的・専門的な支援を実施。(R.5 年度~)

課題対応アドバイス事業

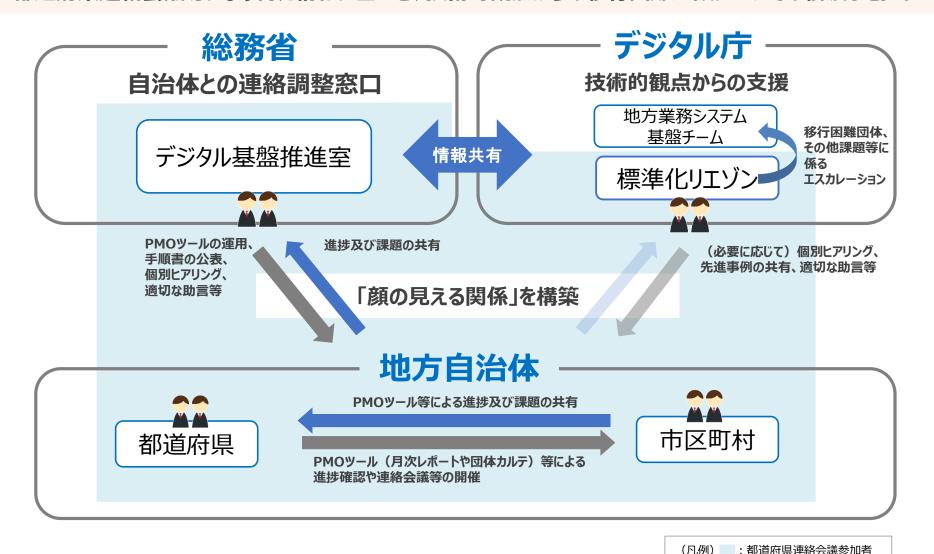
標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、先 進的な業務の効率化や住民の利便性向上に取り組 む団体に対する手挙げ型の支援

課題達成支援事業

R7年度までに、すべての地方団体が標準化に対応で きるよう、事業進捗が遅れている団体に対するプッシュ 型の支援

移行支援体制(令和5年度~)

- 自治体との連絡調整窓口は、総務省が担当する
- ・ 標準化リエゾンは、都道府県連絡会議等により、自治体と「顔の見える関係」を構築し、 都道府県連絡会議等により得た情報に基づき、技術的観点からの移行困難支援についての橋渡しを担う



: 都道府県連絡会議参加者